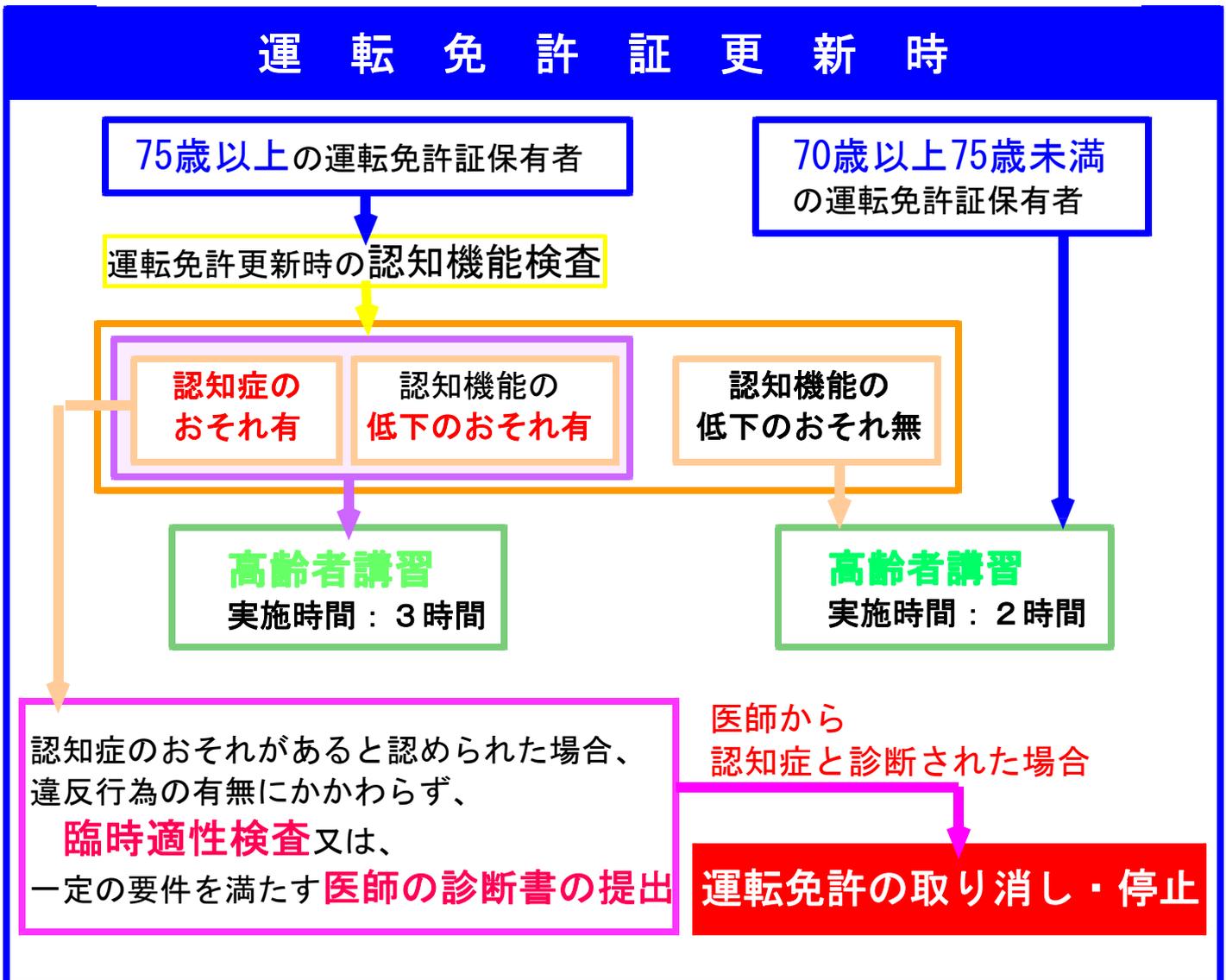


# 高齢運転者の運転免許証 更新手続きの流れ

## 運転免許証更新時



70歳以上の方は、更新手続き前に自動車学校で、事前に高齢者講習を受ける必要があります。

75歳以上の方は、高齢者講習のほかに、認知機能検査も自動車学校で受ける必要があります。

認知機能検査・高齢者講習ともに、予約が必要です。

予約がとれないまま、運転免許証の有効期限が経過してしまうと、免許証が**失効**してしまいます。

認知機能検査・高齢者講習の受講対象者は**早期に自動車学校へ予約**の手続きを行って下さい。

# 臨時認知機能検査に関する規定の整備

## 一定の違反行為をしたとき

75歳以上の運転免許証保有者

信号無視など一定の違反行為をした場合  
臨時認知機能検査

認知症の  
おそれ有

認知機能の  
低下のおそれ有

臨時適性検査又は、  
一定の要件を満たす医師の診断書の提出

臨時高齢者講習  
実施時間：2時間

認知症  
ではない

運転免許の取り消し・停止

医師から  
認知症と診断された場合

### 一定の違反行為（18項目）

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 通行区分違反
- 横断等禁止違反
- 進路変更禁止違反
- 合図不履行
- 安全運転義務違反
- 指定通行区分違反
- 指定場所一時不停止等
- 横断歩道等における横断歩行者等妨害
- 横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害
- 徐行場所違反
- しゃ断踏切立入り等
- 優先道路通行妨害等
- 環状交差点左折等方法違反
- 環状交差点通行車妨害等
- 交差点優先車妨害
- 交差点右左折等方法違反